

3 行政運営改善調査

行政運営改善調査とは

- 行政評価局では、政策担当府省とは異なる主体として、政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する「行政運営改善調査」を実施しています。
- 行政運営改善調査には、「全国計画調査」と「地域計画調査」があります。

全国計画調査

- 「全国計画調査」は、全国規模で業務運営の見直しを図る必要がある問題等について、本省行政評価局が企画・立案し、本省及び全国の管区行政評価局等が調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、各府省に対し改善を要請（勧告等）します。

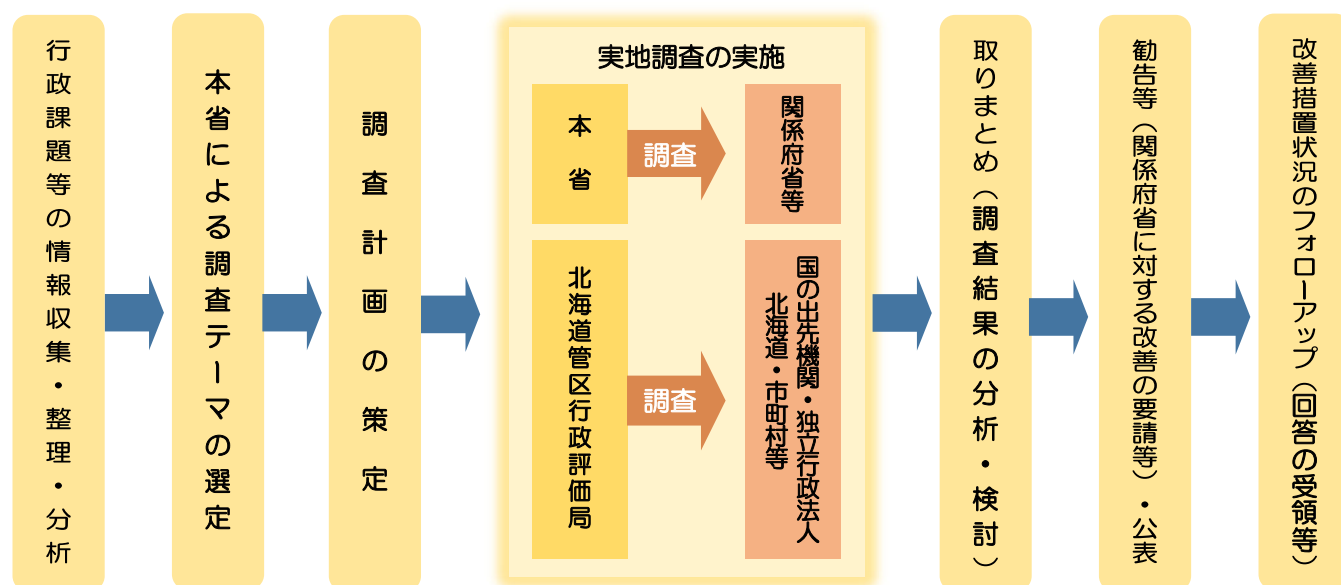
近年、勧告等を行った調査テーマ（令和7年3月末現在）

- ・ 民生委員・児童委員による証明事務
（令和7年3月28日通知、通知先：こども家庭庁、法務省、厚生労働省）
- ・ 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採（令和7年3月28日通知、通知先：経済産業省）
- ・ 住宅確保要配慮者への居住支援（令和7年3月28日通知、通知先：国土交通省、厚生労働省）
- ・ 「ごみ屋敷」対策（令和6年8月28日通知、通知先：環境省、厚生労働省、消防庁、国土交通省）
- ・ ため池の防災減災対策（令和6年6月21日通知、通知先：農林水産省）
- ・ 社会的養護（里親委託）（令和6年6月7日勧告、勧告先：こども家庭庁）
- ・ 太陽光発電設備等の導入（令和6年3月26日勧告、勧告先：経済産業省）
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援（令和6年3月8日通知、通知先：文部科学省）
- ・ 浄化槽行政（令和6年2月9日勧告、勧告先：環境省）
- ・ 墓地行政（令和5年9月13日通知、通知先：厚生労働省）
- ・ 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進
（令和5年8月7日通知、通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省）
- ・ 不登校・ひきこもりのこども支援（令和5年7月21日通知、通知先：文部科学省）
- ・ 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動（令和5年7月14日通知、通知先：厚生労働省）
- ・ 河川の陸閘の管理・運用（令和5年7月7日勧告、勧告先：国土交通省）
- ・ 災害時の道路啓開（令和5年4月25日勧告、勧告先：国土交通省）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



全国計画調査の流れ



全国計画調査の例

＜社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－＞

調査の背景

より詳しい調査結果はこちら⇒



児童の代替養育は児童養護施設が中心だったが、より家庭に近い環境で特定の大人との愛着形成を行うことがその後の発達過程により影響を及ぼすとされ、平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」が明確化
これを踏まえこども家庭庁は、里親やファミリーホームといった家庭と同様の環境下での養育を推進しているが、里親等委託率は社会的養護の下に置かれている児童全体の約2割で、年齢別の目標値と大きな乖離あり

主な調査結果

勧告年月日：令和6年6月7日 勧告先：こども家庭庁

① 未委託里親への委託推進

里親の希望と児童の属性のミスマッチにより登録里親の約7割は未委託の状況。短期委託やショートステイ事業の経験は、未委託里親の受入希望の幅を広げる効果あり

勧告

未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流等が進むような措置、短期委託やショートステイ事業において未委託里親に児童を預けることが進むような措置を講ずること

② 共働き世代への委託推進

登録里親の半数以上を占める共働き世帯への委託が低調。里親に対して保育所等入所時の点数加算をしていない市町村があるほか、幼稚園と保育所等には、児童を預けているという点に差異はないものの、措置費（入学金、制服費、通園バス代等の実費）支給の取扱いに差異あり

勧告

保育所等入所の優先利用に係る関連通知の周知を徹底するとともに、里親への措置費支給の取扱いを再考し、保育所等に係る費用について措置費としての支給を検討すること

③ 障害児・被虐待児の委託推進

障害児・被虐待児の多くが養育里親に委託され、専門里親（障害児等を専門的に養育する里親）への委託は少数。養育里親への専門的な研修や支援が必要であるが、専門里親に登録しようとしにくい限り受講できない。また、研修は東京都に出向かねばならず受講しにくい。

勧告

都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時研修への支援方策を検討した上で、障害児・被虐待児を委託している養育里親への専門的な研修機会の付与などを検討すること

④ 里親不調への対応状況

児童との関係が悪化し養育を継続できない里親不調が増加。児童相談所は不調後に里親をケアする一方、一部の児童相談所では不調事例を養育支援に生かしている例がみられるものの、児童相談所単位では事例数が少なく、体系的な分析に基づく未然防止の検討は困難

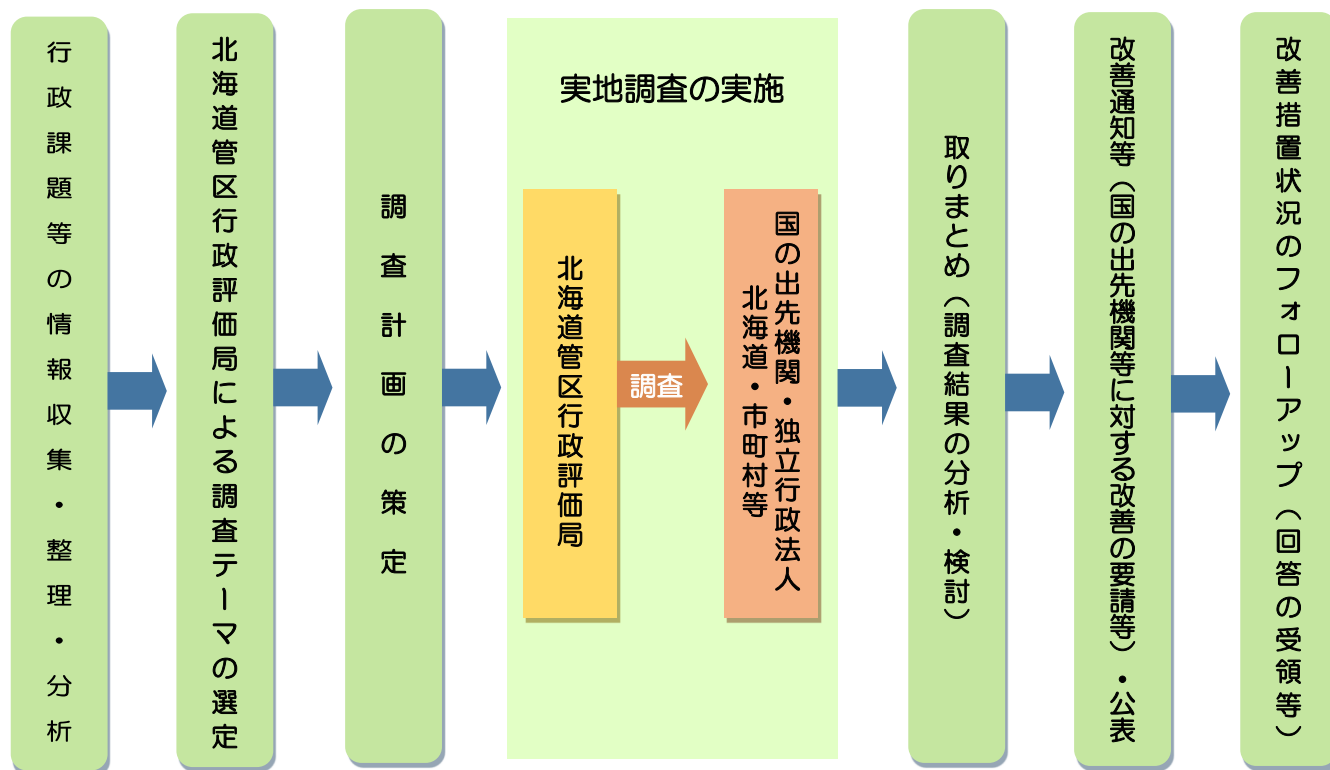
勧告

児童相談所が里親不調を未然に防止できるよう、全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知すること

地域計画調査

- 「地域計画調査」は、全国計画調査とは異なり、地域における行政上の問題について、北海道管区行政評価局が独自に調査を行うものです。
- 調査の結果、改善が必要と認められる事項については、関係する国の出先機関の長等に対して改善意見を通知し、改善を要請します。

地域計画調査の流れ



近年、改善意見の通知等を行った調査テーマ（令和7年3月末現在）

- ・ 持続可能な物流の確保・安全対策（令和5年4月6日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 地方公共団体のBCPの実効性（非常用発電設備）（令和4年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 農福連携の推進（令和4年2月22日公表、関係機関に情報提供）
- ・ ヒグマの人里への出没対策等（令和3年3月30日公表、関係機関に情報提供）
- ・ 独立行政法人等における障害者等への配慮
（令和2年12月24日改善通知、通知先：8独立行政法人等の17機関）
- ・ 外国人観光旅客に対する運行状況の提供—都市間バス等を中心として—
（令和2年2月28日改善通知、通知先：北海道運輸局）
- ・ 道の駅の運営・管理等（平成31年3月22日改善通知、通知先：北海道開発局）

より詳しい調査結果はこちらをご覧ください 



地域計画調査の例

＜地方公共団体のBCPの実効性に関する調査＞ ー非常用発電設備の整備等を中心としてー

より詳しい調査結果はこちら⇒



背景等

- 地方公共団体では、災害等の発生時に非常時優先業務等を定めたBCP（業務継続計画）の実効性を確保するため、電力の確保が必要不可欠
- 防災基本計画等において、地方公共団体は、次の取組を実施することが望ましいとされている。
 - ・ 非常用発電設備等の整備、72時間は外部からの供給なしに発電できる燃料の備蓄
 - ・ 非常用発電設備等に関する平常時からの点検や訓練等の実施
 - ・ 燃料販売事業者等と燃料の優先供給に係る協定を締結することなどにより、1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備
- しかし、北海道内の地方公共団体において、大規模停電が発生した平成30年北海道胆振東部地震の際に非常用発電設備が稼働しなかった例や、同地震後も非常用発電設備が未整備である等の例あり



災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備状況等を調査



主な調査結果（北海道内全180地方公共団体に対して調査票を送付、その回答に基づき個別に調査）

- 180地方公共団体のうち144地方公共団体（80.0%）が非常用発電設備を整備済
- ただし、そのうち113地方公共団体（78.5%）は操作訓練を実施せず
 - ⇒ 実際の災害を想定し、長時間の停電状態下で動作確認を実施している事例あり
- 163地方公共団体（90.6%）が燃料販売事業者等と燃料の優先供給に係る協定を締結
 - しかし、北海道胆振東部地震等の際に、事業者に燃料の供給を依頼したが、地域の燃料のニーズが高まり調達が困難だった事例あり
 - ⇒ より実効性のある協定とするため、地方公共団体の燃料必要量と事業者の燃料保有量の情報を共有し、調整等を行う「燃料供給パートナー制度」の導入を検討している事例あり



関係機関への情報提供

公表日：令和4年3月30日

非常用発電設備の整備等の取組を行う上での参考としてもらうため、北海道経済産業局及び北海道産業保安監督部のほか、北海道及び道内全市町村に調査結果を情報提供